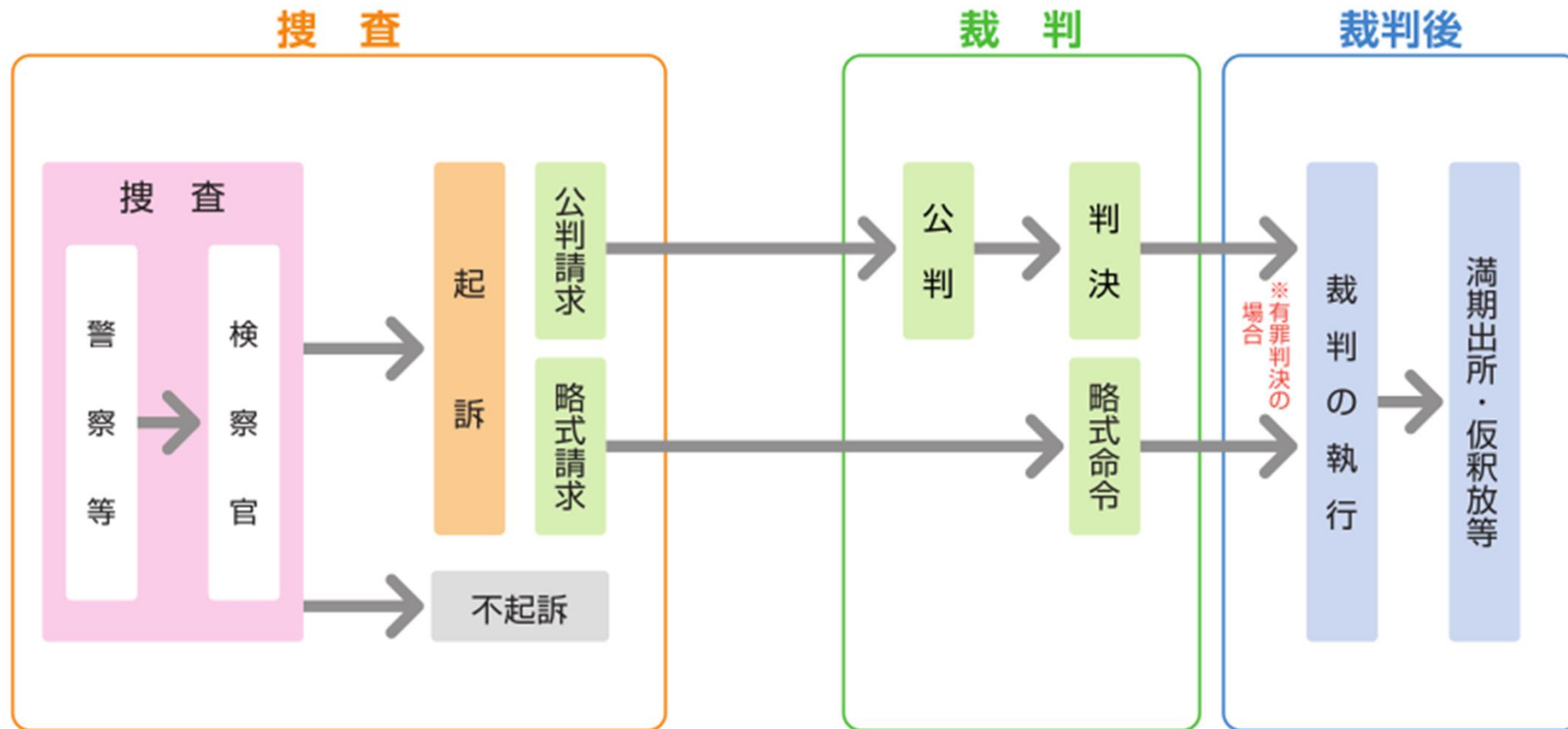


刑事手続きの流れ

刑事手続の流れ



※被疑者が少年(20才未満)である場合には、一旦事件は家庭裁判所に送致されますが、家庭裁判所において刑事処分が相当(刑罰を科すのが相当)であると判断された事件は、再び検察庁に事件が戻され、この場合、原則として起訴されることとなります。それ以外の事件については、家庭裁判所で保護観察や少年院送致などの処分が決められます。